

日本農業の体質強化へ向けた政策提言について（概要）

～基本方針～

平成 24 年 3 月 8 日（社）日本農業法人協会

- ◆全品目での100%関税撤廃を原則とするTPP(環太平洋パートナーシップ)協定交渉については、その協議の推移いかんに関わらず、国内農業の体質強化を図ることこそが最重要かつ喫緊の課題と認識。現在の農業政策を点検し、国民の理解を得たうえで、省庁を超えた財源の確保と国内農業の体質強化へ向けた農業政策について問題提起する。
- ◆当協会は、全国各地で日々経営の技術革新(イノベーション)等の先進的な取り組みを実践している会員をモデルとして情報発信し、農業経営者集団として食料供給責任を果たすとともに、効果的な政策を提案する。
- ◆TPP交渉参加に向けた協議は、今後の農業政策について国民的議論を巻き起こす絶好の機会でもある。このため、当協会として「ファーマーズ&キッズフェスタ」を主催し、「食と農林漁業の祭典」において中心的な役割を担うこと等により、消費者や食品関係者等との交流活動に取り組み、農業の果たす公益的機能や農業法人が地域で果たしている役割について国民に理解と協力を得たい。

1. 農業政策に対する要望（要点）

- 人・農地プランは、農業法人等の大規模経営の規模拡大意欲や地域で果たしている役割を尊重して、市町村・集落を越えた広域調整が容易に行える仕組みとすべき。また話し合いで問題が起こった場合は国の担当者が仲介役として調整すること。
- 新規就農対策は重要な施策と認識。今後、法人が連携して研修を行う仕組みを強化すべき。
- 農の雇用事業が2年間に延長されたことは歓迎。一方、当協会の調査では技術の伝承に最低3年必要との結果が出ており、経営や地域社会との連携ノウハウの蓄積も考慮すれば、最長5年間への更なる延長を提案。
- 戸別所得補償制度と中山間地域直接支払は、更に充実させ、制度の継続性担保の観点から、早期の法制化をすべき。
- 高齢化が進むなか、農業法人は農地を引き受けることで耕作放棄地の発生防止に貢献している。水管理や草刈りなどに農地の地権者の参画を促すなど、経営者と地権者の協力を更に進める仕組みが必要。

2. 農業法人の実践的な取り組みと提言（要点）

- 我々は、経営現場ならではの実践的な農業人材の指導が可能。将来、農業法人の経営者となるような人材を育てるために、研修プログラムを法人間で連携して構築する仕組みを作り、当協会が主導的な役割を果たす。
- 当協会の会員間で1年間、国家公務員を研修生に受入れ、農の現場の実体験を通して、自然との共生、農の役割等を身につけ国土保全、環境維持等、国を支える政策の立案と実現できる人材育成に寄与する。
- 当協会の会員は6次産業化の先駆者。そこで、全国の6次産業化のトップランナーを登録するサポートセンターを当協会につくり、全国へ派遣する仕組みとして『スペシャルランナー制度』を提案する。
- 我々は、農業の果たす公益的機能について国民の理解と協力を得るために、安心・安全で美味しい農産物を供給する。また、「ファーマーズ&キッズフェスタ」を主催し、「食と農林漁業の祭典」において中心的な役割を担うこと等により、消費者・国民との交流活動に積極的に取り組む。
- 最高品質の農産物、世界最高の農業技術、日本食文化、助け合いや絆という日本農業のイメージをもとに『ウォームハート・ジャパン』として、イベント等を通じて発信する。

3. 業種等別の意見と提言（要点）

- 土地利用型…畜産と連携した米の棚上げ備蓄を提案。非常時には、主食用に転用できる飼料米を備蓄することとし、国が倉庫を管理するのではなく、サイロや遊休施設を活用したフレコン保存とする。備蓄米は一定期間後に飼料として利用する仕組みとし、500万tの備蓄を目指すべき。
- 畜産…価格補填・所得補償対策について、既存の各種安定対策に替わる制度として、「畜産・酪農所得補償保険制度」の創設を提案。制度化までの間は、既存の価格安定対策、飼料高騰対策を強化すること。
- その他…都市の農地は都市住民が農業を体験できる貴重な教育の場と位置付け、早急に現行制度を見直し、都市に農地を残す施策を講じるべき。



社団法人 日本農業法人協会

<http://hojin.or.jp/>

〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 中央労働基準協会ビル TEL:03-6268-9500 FAX:03-3237-6811

日本農業の体質強化へ向けた政策提言について

社団法人 日本農業法人協会
平成 24 年 3 月 8 日

《基本方針》

- ◆全品目での 100%関税撤廃を原則とする TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉については、その協議の推移いかんに関わらず、国内農業の体質強化を図ることこそが最重要かつ喫緊の課題と認識。現在の農業政策を点検し、国民の理解を得たうえで、省庁を超えた財源の確保と国内農業の体質強化へ向けた農業政策について問題提起する。
- ◆当協会は、全国各地で日々経営の技術革新（イノベーション）等の先進的な取り組みを実践している会員をモデルとして情報発信し、農業経営者集団として食料供給責任を果たすとともに、効果的な政策を提案する。
- ◆TPP交渉参加に向けた協議は、今後の農業政策について国民的議論を巻き起こす絶好の機会でもある。このため、当協会として「ファーマーズ&キッズフェスタ」を主催し、「食と農林漁業の祭典」において中心的な役割を担うこと等により、消費者や食品関係者等との交流活動に取り組み、農業の果たす公益的機能や農業法人が地域で果たしている役割について国民に理解と協力を得たい。

1. 農業政策に対する要望

◎人・農地プラン

- 経営規模の大きい農業法人の経営は複数集落にまたがる場合が多い。プランでは、集落内での経営規模が現状においては小さくても、その集落で今後規模拡大の意向がある場合は、中心的経営体として積極的に位置づけるべき。また、市町村及び集落の区域を越えた広域調整も容易に行える仕組みとすべき。
- 地域でプランを議論する際には、利害関係のない中立的な者が必ず仲介役として入り、既存の経営体の規模拡大意欲を活かした農地集積が行われるよう留意すること。仮に問題が起こった場合は、国の担当者が仲介役として積極的に調整を行うこと。
- 高齢化が進む地域では、地域の話し合いへの積極的な参加が現実的には困難となろう。従って、むしろ経営体側からプランを提案できるようにすべき。
- プランの作成に向けて、農業法人も積極的に話し合いに関与し取り組んでいくが、スムーズに作成が進むよう、実際に作業を行う市町村職員の業務負荷には留意が必要。
- プランの中心となる経営体に位置付けられる予定の者に対しては、正式決定の前であっても、スーパーL資金の5年間無利子化といったメリットが受けられるような措置を検討すべき。

◎新規就農対策

- 国が進める新規就農対策は重要な施策。しかし、今回の新規就農総合支援事業について、準備型は、「150万円を得られるから。」と手を挙げる就農希望者が増え、経営者も「労働力として使える。」という意識で臨む者が出てくることに、大きな懸念がある。
- 研修期間において、農作業中の事故の可能性が考えられるため、準備型についても雇用契約を結んで、研修者が健康保険等に加入できるようにすべき。

- 独立型の青年就農給付金の所得上限を250万円とするのではなく、むしろ500万円、1,000万円以上の所得を上げた時に補助金が出るような、就農者の意欲を向上させる仕組みとすべき。
- 農業大学校を出た者は、農家の子弟を除けばほとんどの者が就農していない実情にある。我々日本農業法人協会（以下「協会」）の会員又は会員が組織するグループの中から、連携して人材育成が出来る者を教育機関として選定すべき。
- 新規就農独立支援など、人材育成に成果を挙げる経営体に対しては、研修生宿舍など研修受入れに必要な施設整備への助成を検討すべき。
- 農業者を育成することは重要な施策である。25年度も必要な予算を確保し、これからの日本の農業を担い、リードできる農業経営者を育てることを可能とする制度とすべきで、当協会も協力したい。

◎農地集積対策

- 当協会会員をはじめ、経営者の規模拡大意欲を尊重した農地集積への支援活動を求める。
- 畑・樹園地でも高齢化で農地の出し手が増えるなか、面的集積の好機であり、支援策が必要。
- 農地集積には大区画化や灌漑排水など土地改良投資が不可欠。
- 農地の出し手による農地利用集積円滑化団体への白紙委任が、恣意的に運用されないよう団体への指導を徹底すべき。
- 高齢化や農産物価格の下落により、農業法人へ「農地を借りてほしい。」との要請が増えている。農業法人は耕作放棄地の発生防止、解消に多大な貢献をしているが、引き続き食料生産基盤である農地の守り手としての役割を果たしていくためには、水管理や草刈りなどに農地の地権者の参画を促し、経営者と地権者の協力を更に進める仕組みが必要。

◎戸別所得補償制度

- 稲作に加え、畑作について一定の補償がなされたことは評価したい。しかし、本制度の継続性が担保されない限り、経営者は長期的な経営戦略を立て難いことから、早期に法制化するとともに、財源確保、単価の引き上げなど更なる拡充が必要。
- 雇用創出・食料安全保障の基盤となる農地を一定面積以上担う経営体への施策充実を図り、農業以外の所得が主である農業者とは補償のあり方を区別する必要がある。
- 加工用米や新規需要米は、生産者の生産意欲向上と所得向上を促すため、品質や収量により助成金に差を付ける仕組みを設けること。飼料米については、いわゆる「捨て作り」対策として、設定した収量基準を下回ったら減額するなど、生産努力が報われる仕組みとすべきである。

◎中山間地域等における直接支払制度

- 中山間地等直接支払制度は中山間地域存続の生命線となっており、制度の継続とともに、交付単価水準の引き上げ、更なる充実のための法制化を求める。
- 農業は、食料安全保障、国土保全、環境、景観、地域社会の維持、文化、教育、防災等に及ぶ公益的な機能を果たしている。これに報いるため、中山間地域直接支払とは別に、すべての農業者に対する直接支払制度を創設すべきである。

◎その他

- 国境措置の削減に対応した国内農業対策を実施するため、「消費者負担から納税者負担へ」の考え方に即して、既存の農業予算とは別枠での財源確保を行うこと。
- 政策のリンクは慎重に吟味し、シンプルで使い勝手の良い施策とすべき。
- 女性の農業界における社会進出を図るための環境整備を促進すべき。農業委員など関係団体の役職に一定数のポストを準備することや、積極的に先進地や海外への視察に参画できる施策が必要。
- 農業は生きることを考え、教えるための現場。食育とともに、農業教育を、学校・企業・公務員教育に積極的に取り入れられたい。特に消費地に近い都市農業の存在は、教育現場として大きな役割を果たすと期待される。

2. 農業法人の実践的な取り組みと提言

◎人材育成と農業教育は農業法人に任せて

- 農業の高齢化と就業人口の減少が危機的に叫ばれるが、我々農業法人の経営者と常時雇用を合わせたプロ農業者はすでに14万人いる。日本農業の構造改革を進めるには、国が責任を持って農業経営の法人化と経営の高度化を促進するとともに、雇用環境の整備を進めることが重要。
- 農業法人は経営現場ならではの実践的な農業人材の指導が可能。将来、農業法人の経営者となるような人材を育てるために、研修プログラムを法人間で連携して構築していく。この仕組み作りと実践については、当協会が主導的な役割を果たす。
- 当協会は会員間で1年間、国家公務員を研修生として受入れ、農の現場の実体験を通して、自然との共生、農の役割、コスト意識、経営感覚を身につけ国土保全、環境維持等、国家を支える政策の立案と実現できる人材育成に寄与する。
- 農の雇用事業が2年間に延長されたことは歓迎する。一方、当協会の調査では技術の伝承に3年以上必要との結果が出ており、経営や地域社会との連携ノウハウの蓄積も考慮すれば、最長5年間への更なる延長を提案する。

◎六次産業化の推進は農業法人に任せて

- サポートセンターやプランナーは認定数を増やそうとする動きが強く六次産業化すれば利益が向上するという印象を与えることはむしろ危険。六次産業化の相談先は実践的な経験を持つスペシャリストが求められる。当協会の会員は六次産業化の先駆者であり、全国に人材がいる。その実践的で貴重な経験を登録するサポートセンターを当協会につくり、全国へ派遣する仕組みとする「スペシャルプランナー制度」を提案する。
- 食と農と人の繋がりを六次産業化に見出していくことが、今後の農業のあり方。地域の自然や文化、農業の持つ景観を活かしたグリーンツーリズムなど、農業者と消費者（生活者）が歩み寄れる場の提供を、六次産業化施策に盛り込む必要がある。
- 東日本大震災の被災地の復興と日本農業の再生に向けた取り組みに対して、今後も農業法人が有する六次産業化や大規模化などの経営ノウハウを積極的に提供し貢献する。

◎農業法人が地域で果たす役割は増加

- 農村の人口が減少する中で、地域農業を守り発展させていくためには、雇用を創出し、農地を有効に活用し高い生産性を実現している農業法人が地域で主導的な役割を果たしていくことが必要。近年、その役割は益々大きなものとなっている。
- 農業法人経営者は責任ある発言、責任ある行動、そして力強い経営を実践していると自負。日本農業の発展に資する政策実現に向け、我々農業法人は積極的に寄与する。

◎輸出促進等に向けた取り組み

- 今回の原発事故でジャパンプランドの信頼性は失われた。輸出は地域間で競争するのではなく、ジャパンプランドをどう作るかという視点に立って、政府主導のもと、農業法人も含めオールジャパンで連携し、信頼の回復に取り組まなければならない。
- 農業法人が最高品質の農産物を世界に発信するためにも、中国をはじめとする農産物輸出相手国に対し、全力で政府間での検疫条件の改善へ向けた交渉に取り組んでほしい。
- 輸出にあたり、放射性物質の検査が求められる場合に対応するため、損害賠償請求の枠組みだけでなく、農業法人による検査機器の整備や検査費用に対する助成の仕組みも構築すべき。

◎消費者・国民理解の促進に向けた活動

- 消費者に対し、国産農産物を買う支えることの意義や農業の持つ役割（食料生産・環境保全）について、公益的機能など分かりやすい言葉で、国が迅速に率先して啓発すること。その際、日本人の食料確保をどうするのかということ的前提として、海外からの食料が入らなくなった

らどうなるのか、食料を供給しているのは誰なのか、現在の食料自給率の目標で良いのか、またそれを達成するためにはどうすべきか、これらについて、国民的議論を起こすべき。

- 当協会は、農業の果たす公益的機能について国民に理解と協力を得ていくために、安心・安全で美味しい農産物を供給する。また、「ファーマーズ&キッズフェスタ」を主催し、「食と農林漁業の祭典」において中心的な役割を担うこと等により、消費者や実需者との交流活動に積極的に取り組む。
- 国産農産物の消費拡大策として、国産農産物購入にエコポイントのような還元ポイントを出し、還元ポイントは国産農産物を買うために使える仕組みを本格実施すべき。
- 消費者の食の安全を担保するため、原料原産地の表示は高度な加工品や中食、外食にも拡大していくべき。特に外食については、国産農産物の利用拡大に向けた具体的な手法を、消費者の視点にたつて、当協会と外食業界が連携して検討する活動への支援が必要。
- 地産地消を推進する上で、現場で本当の味を伝えられる仕組みを求める。（例えば生の果物を給食で出そうとすると食中毒対策で熱処理が必要となる。これでは美味しさが損なわれるし、本当の味が伝わらない。）
- 我々は日本の農業を盛り上げるために、経済界と連携した運動に取り組む。企業の社員食堂での国産農産物の利用促進や、耕作放棄地や市町村合併で使わなくなった遊休施設（公設市場や廃校など）の活用を、企業の知恵を借りて促進したい。
- 最高品質の農産物、世界最高の農業技術、日本食文化、助け合いや絆、という日本農業のイメージをもとに『クール・ジャパン』ではなく『ウォームハート・ジャパン』として、「食と農林漁業の祭典」などのイベントを通じて発信する。

3. 業種等別の意見と提言

◎水稲（水田・畑作経営）

- 国内の食料安定供給を主眼におき、飼料米、WC Sを含め水田での飼料生産を飛躍的に拡大させ、飼料供給面において畜産経営の下支えとなる施策をさらに進めるべき。
- 畜産と連携した米の棚上げ備蓄を提案。非常時には、主食用に転用できる飼料米を備蓄することとし、国が倉庫を管理するのではなくサイロや遊休施設を活用したフレコン保存とする。備蓄米は一定期間後に飼料として利用する仕組みとし、500万tの備蓄を目指すべき。
- 耕畜連携の推進には、耕種農家の飼料作物への理解と機械導入への支援が必要。
- 米の生産者は米を作っても儲からなければ他の品目生産に動く。米をより自由に生産できるための環境づくりを進めるよう求めたい。
- 米の需要拡大策として、完全米飯+日本茶の学校給食で「健康な和食生活」を推進すべき。また、新潟発「R10プロジェクト」など小麦代替としての米粉利用をさらに促進すべき。

◎畜産（酪農・肉用牛・養豚・採卵鶏・ブロイラー）

- 価格補填・所得補償対策について、既存の各種安定対策に替わる制度として、「畜産・酪農所得補償保険制度(※)」創設を提案する。制度化までの間は、既存の価格安定対策、飼料高騰対策を強化すること。(※詳細は別紙)
 - ⇒ 本制度は、国と利用者の積立を原資とし、経営環境の悪化による資金不足に対して迅速に補填を行う「資金供給制度」と、2～3年後に保険を給付し、所得の補填を行う「保険給付制度」の2段階の構造が特徴。
 - ⇒ 制度を利用する生産者に必要な経営データの提出を求めるため、効果的な施策検討にも貢献する。また、財源は既存の基金への補助金を充てることで確保可能と考える。
 - ⇒ 経営上の大きな効果として、経営環境の変化に対し、迅速なキャッシュフローの改善が図られるほか、保険金が給付されるまでの間、課税の実質的な繰り延べが可能となる。
- 飼料米生産にあたっては耕種農家に8万円の助成があるが、作れば作るほど乾燥調製料などのコストがかかるため、一部にはいわゆる「捨て作り」も起きてきている。そのため飼料米を購入する畜産農家へ助成する制度とし、再生産可能な価格で取引できる仕組みとされたい。

- 伝染病対策の基本的な考え方として、個別の農場での対策を厳しく課すことも必要だが、それ以上に、国全体が汚染されていないことを前提とした対策、具体的には空港・港湾における国外からの侵入対策を国の責務として優先すべき。
- 伝染病発生後の埋却地について、生産者サイドで責任を持って準備を進めるが、実際に発生した際の処置については、国としての迅速な対応が求められる。

◎その他（施設園芸・きのこ・野菜・果樹・茶・中山間地域・都市農業）

- 我々の経営している農村環境には、河川や太陽光など活用できる自然エネルギー（太陽光・風力・小水力・バイオマス等）が溢れている。これら自然エネルギーの活用を促すための支援の充実が求められる。
- コスト削減へ向け経営努力を続けているが、急激な資材や燃油の高騰への対策と省エネ機器導入への支援を充実されたい。
- 我々は、直売や「食と農林漁業の祭典」などイベントを通じ、果物の消費拡大へ向けて取り組んでいる。今後さらに、生産者～行政～消費者が一体となった消費拡大キャンペーン等、大きな運動として進める必要あり。
- 耕作放棄地は特に果樹地帯（傾斜地）に多い。樹園地としての再生には、既存の対策に加え、果樹の未収益期間に対する支援策（諸経費×未収益期間年数の一括交付）が必要。
- 果樹の改植事業は経営上非常に有効。継続と内容の充実を求める。
- 茶の需要拡大へ向け、我々は健康増進機能や文化の教育普及啓発など消費拡大へ向けた取り組みを行っているが、更なる拡大へ向けた取り組みを行政も一体となり進める必要あり。
- 茶は生産調整がなく供給過剰で値崩れしているのが実情。対応策として生産調整と緑を残すという環境面の目的で、一部の茶園について収穫をしないで刈り落とし作業、除草作業をして補償を受けることも提案したい。
- 茶の新規就農支援として、夫婦で6ha程度の作業が可能。しかし、機械・茶工場といった投資負担が大きく、既存茶工場や機械銀行の活用といった支援策が必要不可欠。
- 都市の農地は都市住民が農業を体験できる貴重な教育の場と位置付け、早急に現行制度を見直し、都市に農地を残す施策を講じるべき。
- 都市の農地への課税については、終生農業を継続することを強制するのではなく、都市住民の災害時の避難場所や憩いの場など現在持っている価値で判断し、売却時に課税する仕組みを検討されたい。

『畜産・酪農所得補償保険制度』について

～概念～

- ◇個々の畜産経営の毎事業年度(年)の所得が減少した場合に、2～3年後に保険給付を行って所得を補填。
- ◇それに加えて、経営環境の変化に対し、速やかに一定の基準によって保険制度からの資金の供給を行う。
当該資金を畜産経営が受け取った時点では預り金として経理されるため、2～3年後に受取る保険金で預り金を精算するまで課税されないものとする。

～制度の概要～

1. 保険金の給付

- ・個別経営の毎事業年度（年）の畜産・酪農経営の粗利益（売上高から製造原価（家族労働費を除く）を控除）に相当する個別経営の所得を申告所得に基づいて算出し、同様に算出した過去3年平均の所得（「基準所得」。ただし、災害による出荷停止等による減収分は基準所得に加算）と比較した場合の下落分の一定割合（加入者が選択、保険料に連動）を2～3年後に保険金として給付。

2. 資金の供給

- ・①災害による出荷停止、②畜産物価格の下落、③飼料価格の高騰があった場合などに、迅速に資金を供給する。
- ・算定期間（四半期または毎月）の畜産物価格（枝肉価格、卵価、ブロック別乳価などの平均価格から出荷停止相当分を控除）から、全国平均の生産費を基準に主要な原価科目の価格変動から算出した算定期間の「標準生産費」を控除した「推定標準所得」が、同様の方法によって計算した過去3年平均の「標準所得」と比較して一定割合以上下落した場合に、その下落幅を算定期間終了後2カ月以内に資金を供給。

3. 保険金と預り金の相殺及び収益計上の前倒し

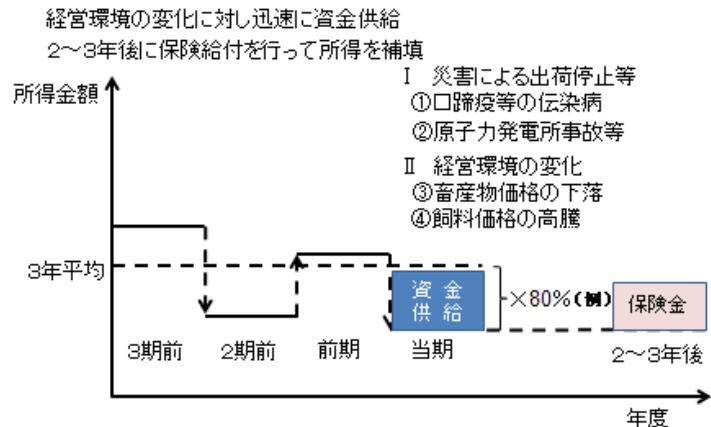
- ・2～3年後の保険金の受領時に預り金と相殺して差額を精算。なお、保険金の収益計上は保険金の給付時とするのを原則とするが、預り金の額を限度に実際の保険金の給付時でなく、資金の供給を受けた事業年度の収益に前倒しで計上することも認める。

4. 所得の減少が継続した場合の措置

- ・口蹄疫等の災害による出荷停止の場合や飼料価格の高騰や畜産物価格下落が3年以上継続した場合など、一定の条件の場合には、保険金の原資を国の財政支出によって補填。

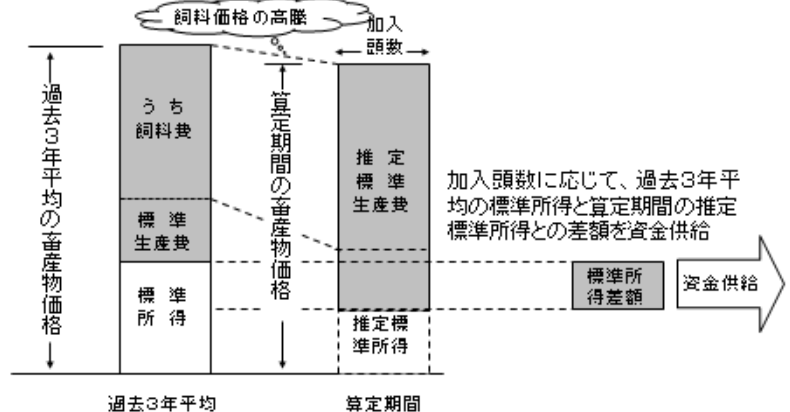
※現行の新マルキンや養豚経営安定対策、鶏卵生産者経営安定対策、配合飼料価格安定対策などの補填金はすべて交付時に課税される。提案する保険制度では、現行の経営安定対策の財政支援を保険給付の原資の一部に充当し、補填金交付の代わりに資金を供給。その結果、準備金制度によらないでも補填金・交付金への課税を実質的に繰り延べることができる仕組みを目指す。

畜産・酪農所得補償保険のイメージ図



資金供給額の算定方法

算定期間(四半期または月)ごとに推定標準所得を計算し、算定期間終了後2カ月以内に資金供給



農地集積を推進

(有) ダイアファーム 代表取締役 阿部雅良 (宮城県農業法人協会会長)

経営面積は所有地2.5ヘクタールを含めて45ヘクタール。正職員5人を含め20人で、水稻やみず菜を生産している。同社の活動は地域での認知度も高く、地権者からの依頼で農地を借りるうちに規模拡大が進んできた。38名から借り入れた農地は6集落に分散。「できれば3つくらいの団地にまとめたたい。」と農地の面的集積を望む。これまで近隣の任意組織との話し合いによって交換耕作を進めるなど、少しずつ農地をまとめる努力をしてきた。面的集積で生産性が高まれば更なる規模拡大も可能となる。阿部社長は「10年後は80ヘクタールの規模を目指したい。」という。それには基盤整備も課題だ。また、集落を超えて活躍する経営者達が、自分の農地へのこだわりを捨てて交換耕作について話し合うための場づくりも欠かせない。農業法人であっても、水利権など集落との関わりは欠かせないが、人・農地プランの話し合いでは、農業法人の規模拡大の意欲を活かす形で、集落を越えた調整を期待している。



人材育成に取り組む

(有) トップリバー 代表取締役 嶋崎 秀樹 (長野県農業法人協会会長)

平成12年に設立。従業員38人で、6つの農場(合計30ヘクタール)でレタス、キャベツ、ハクサイなどを生産し、外食、中食、生協など実需者との契約栽培などで自ら販売し、年商10億円を達成する。新規就農を目指す若者を次世代の農業者へと育成するため、独自の農業研修制度を設けている。7日間の短期研修と3カ月の長期研修を経て、正社員として採用した後も「研修生」として位置づけ、独立就農あるいは農業法人の即戦力となる力を身につけさせる。これまでに独立就農14人、社内定着3人を実現しており、現在も22人が正社員としてスキルアップに励む。正社員には労働保険だけでなく健康保険、厚生年金も完備しており、昇給、賞与の仕組みも整えている。嶋崎社長は「人材育成は、雇用した上で責任を持って取り組む必要がある。」と訴える。



新規就農者育成を実践

(有) 木之内農園 代表取締役 木之内 均

木之内農園では、平成15年に園芸や果樹、水稻、露地野菜、酪農など専業農家21人とともに「NPO阿蘇エコファーマーズセンター」を設立し、新規就農者への研修を行ってきた。これまでに約100人の独立就農のほか、農業法人への就職を含めて178人の新規就農者を育成してきた。確立したカリキュラムをもとに実施する毎月1回の集合研修では、土壌や病害などについて専門家による講義を行うほか、経営計画についても指導する。市場視察や東大、京大などでの研修も行っている。1年間の研修は2年まで延長可能で、その後は「仮独立制度」として指導農家から廉価で機械設備を借り受けて営農を開始する支援もある。同センターの理事長でもある木之内社長は「青年就農給付金の準備型も当NPOで積極的に活用し、更なる人材育成につなげたい。熊本県農業法人協会のメンバーとも連携し、体系的な研修をしつつ受入れ人数を拡大できれば。」という。



六次産業化と人材育成を推進

(株) コッコファーム 会長 松岡義博 (日本農業法人協会会長)

昭和44年、熊本県菊池市で400羽の採卵鶏を20歳で創業。現在は10万羽を飼養し直売所で販売するほか、レストランや観光バナナ園などで従業員167名を雇用する。年間93万人を集客して年商29億2千万円(平成23年度実績)をあげる。農業の未来を担う後継者を育成する研修施設「実農(みのう)学園」も開設している。平成23年1月には都市と農村の交流拠点の複合施設として「たまご庵」をオープン。物産館、レストラン、農産加工室、コミュニティホールや会議室のほか、「インキュベーションオフィス」にはITコーディネーターなど創造力あふれる人材を誘致している。「産みたてのあったかい卵を直接お客様へお渡ししたい。」という農業法人経営者の素朴な願いと、構想力、実践力に裏打ちされた取り組みが地域に雇用と元気を生み出した。松岡会長は「6次産業化を進めるには、まず人材育成が必要不可欠。国として我々農業法人の実践と経験を活かせるスペシャルプランナー制度を用意すべき。当協会としても成果を出す。」と提案する。



六次産業化で地域の活性化に貢献

(株)雲仙きのこ本舗 代表取締役 楠田 喜熊 (日本農業法人協会理事)

長崎県の島原半島で、きのこを作り続けて53年、社員総数207名(正社員155名 パート52名)5品目のきのこ(えのき・なめこ・エリンギ・舞茸・椎茸)を栽培し、年間4千トンを九州一円の卸売市場に出荷している。毎年3~5名の新卒者を採用し地元からの雇用を進めている。きのこの他に地元特産のそうめんを使っての加工食品も製造し、「体に良くておいしい食品作り」を心掛けている。通販部門では5万人の会員登録数があり、インターネットでの申し込みも行っている。地域の観光にも力を入れ、近隣の農業法人の方々と連携しNPO法人を立上げ、農家での民泊や農業体験の受け入れも行っている。昨年2月には社員を中心として(株)雲仙湯けむりファームを設立し、観光と農業を融合した施設を計画している他に、バイオマス事業や耕作放棄地の再生利用を推進して、新規就農者の雇用を積極的に行っている。



耕畜連携を実践

(有) 横浜ファーム 代表取締役 笠原 節夫 (日本農業法人協会理事 神奈川県農業法人協会会長)

(有) せりた 代表取締役 芹田 省一 (秋田県農業法人協会会長)

(有) 横浜ファームは正職員16人、臨時職員51人で採卵鶏を飼養し、グループも含めると年間に鶏卵500万パックを首都圏等で販売する。神奈川、静岡など6つの生協で構成するユーコープ事業連合の「耕・畜・商」連携への取組に参加するなかで、飼料米の活用を始めた。秋田県、栃木県、茨城県、埼玉県などから、飼料米2千トン調達。飼料に5~10%を混合し、総羽数100万羽のうち40万羽に給与する。鶏糞堆肥は独自に成分設計した肥料として飼料米生産者に廉価で提供し、水田への還元も進めている。日本農業法人協会の会員間の連携として、秋田県農業法人協会会長である芹田社長にも生産を依頼。(有) せりたでは、専用品種の「べこあおば」を1.2ヘクタールで栽培し、10アールあたり751kgの収穫をあげている。笠原社長は「世界的な穀物高騰の中で、飼料を安定して調達するには飼料米の安定的な供給体制の確立が欠かせない。飼料米生産者の意欲を高めるには、飼料米を購入する畜産農家に対して助成することで、採算のとれる価格で購入できる仕組みをつくるのが重要だ。」という。



中山間地域で活躍

(有) 信介農園 代表取締役 毛利 信介 (日本農業法人協会副会長 愛媛県農業法人協会会長)

(有) 信介農園は昭和38年に法人化。従業員5人を雇用し、急傾斜地など5ヘクタールの果樹園でぽんかん、デコポンなど15品種を生産する。宇和島市吉田町地区の法人23社で組織する吉田町農業法人協会の会長を務め、農業委員として活躍した10年間で遊休農地5ヘクタールを解消した。毛利社長は「農業法人経営者も地域の中に入って、まとめ役を果たさなくては」という。同協会の会員は離農跡地など20ヘクタールで果樹の改植事業に取り組み、遊休農地の発生防止にも貢献する。中山間地域直接支払では同町法人協会会員2人が他地区の中山間集落協定の委員長を務めるなど、農業法人経営者が中山間の守り手として活動しており、中山間直接支払事業の法制化と遊休農地での新植への改植事業の拡大を強く期待している。



消費者交流を実践

(有) フジタファーム 代表取締役 藤田 毅 (新潟県農業法人協会会長)

(有) フジタファームは搾乳牛75頭の酪農経営。酪農教育ファームの農業体験で小学生を中心に年間6千人を受け入れている。牛舎での作業のほか、ジェラートづくりも体験させ、農業の現場を消費者に伝えている。補助金を使わないで整備した自社の直売所やジェラートショップへの来客数は年間18万人。藤田社長が経営に参画する稲作法人(有)米工房いわむろで生産する稲WCSなど21ヘクタール分の飼料を引き受け、地域内での耕畜連携を実現するなど、優れた取り組みを地域内外に情報発信している。省力化した飼料作技術体系により、地域の遊休農地発生防止にも貢献している。



輸出・企業連携を推進

(株) 生産者連合デコポン 代表取締役 井尻 弘 (千葉県農業協会企画交流部会長)

井尻代表は平成3年に愛媛県の農業改良普及員を退職し、平成6年5月に、千葉県を拠点とし美味しさと安全にこだわった野菜と果物を取り扱う流通販売組織を設立。従業員は20名。「農業が面白くなる、農業を面白くする」をモットーに、全国約100名の生産者ネットワークを構築。年商は9億5千万円。農産物輸出への取り組みは早く、平成6年から野菜の宅配を香港向けに開始したのを皮切りに、シンガポール、バンコクへと広げてきた。しかし、昨年の震災・原発の影響で現在はストップ。今後輸出を促進するためには、日本の農産物のブランドの回復と、国内で連携して輸出ロット確保のための拠点づくり、輸出に関する情報の共有化が課題という。また、企業と連携した取り組みにも力を入れる。シダックス(株)と連携し、同社グループの食品リサイクル活動(食品残さの堆肥化と堆肥を利用した専用農場での野菜生産)の一環として農場を管理。関連する生産会社では双日(株)と共同で植物工場を運営、高糖度トマトの生産を行う。今後も市町村合併で使われなくなった公設市場の活用など、企業を巻き込んでの連携を模索している。

